

令和3年5月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和3年5月26日(水) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	平田教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、森委員、伊東委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、日高教育環境整備課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、宮崎特別支援教育課長、安永児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、田川高校教育課人事管理監、渡邊長崎図書館長
開 会	(平田教育長) 定刻になりましたので、ただいまから5月定例会を開会いたします。
署名委員指名	本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。 議事録署名委員は、黒田委員、森委員の両委員にお願いいたします。
前回議事録承認	次に、4月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。  「異議なし」と呼ぶ者あり  (平田教育長) 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。 それでは、各委員御署名をお願いいたします。  (平田教育長) 本日提案されている議題等のうち、冊子2、3、4につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。  「異議なし」と呼ぶ者あり

冊 子 1  
第 4 号 議 案

(平田教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

それでは、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。  
まず、第4号議案について、提案理由を説明願います。

(狩野高校教育課長)

冊子1の1ページ、第4号議案について御説明いたします。提案理由は、令和4年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するにあたって、その基本方針を定めようとするものです。

まず「1」の入学者の選抜についてでございます。

(1)入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。

(2)調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する、としております。

次に「2」の学力検査問題についてですが、

(1)前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、下記の 及び に留意し、県教育委員会が作成します。

(2)全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査は国語・英語・数学の3教科で、後期選抜の学力検査は理科と社会を加え5教科で実施いたします。また、定時制課程の検査は、これまでどおり作文及び面接を原則としています。

次に「3」の入学者選抜方法についてでございます。

(1)全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜につきましては、全学科において、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、特色選抜のみを実施します。募集定員は、全募集定員の5%～50%の範囲で各学校が定めることにしております。2ページをご覧ください。選抜につきましては、調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行うこととしております。

次に(2)後期選抜につきましては、募集定員は にございまして、全募集定員から前期選抜合格者数を減じた数としております。選抜につきましては、 のとおり調査書その他必要な書類のほか、5教科の学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行います。

(3)定時制課程(昼間部を除く)については、募集定員を 期と

<p>質 疑</p>	<p>期に分けて選抜をします。</p> <p>(4) 通信制課程は書類での審査を行います。</p> <p>(5) 連携型中高一貫校(5校:宇久、奈留、北松西、大崎、上対馬)については、課題レポートや作文・小論文などで選抜することを原則としています。</p> <p>(6) 離島留学を実施する5校(対馬、壱岐、五島、五島南、奈留)については、全日制課程等で実施する前期選抜の日にあわせて離島留学特別選抜を行います。</p> <p>最後に「4」日程についてでございます。</p> <p>(1) 前期選抜の検査日を2月2日(水)、合格者発表を2月9日(水)としました。</p> <p>(2) 後期選抜の検査日を3月8日(火)、9日(水)、合格者発表を3月16日(水)としました。</p> <p>定時制課程等、その他の日程は資料のとおりでございます。</p> <p>以上御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>第4号議案について、質疑討論に先立ちまして、昨年度と比べて、変更した点はありますか。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>昨年度は新制度の初年度であり、2年続けての変更は混乱しますので、今年は大きな変更はありません。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>以上の説明を踏まえまして、御質問、御意見等ございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>1ページ3(1) 「前期選抜の定員を5%から50%に定める。」とありますが、本当にこれでいいのかと思っております。長崎県の公立高等学校の場合、子どもたちの人数が減っているのですよ。定員を確保できていないという状況があるのですよね。例えば、島原の高校もそうだったのですが、昔、非常に有名な進学校が現在は定員不充足で、定員が確保できていない状況で、50%ということでもいいのかと以前申し上げたと思います。私立高校の場合、定員を確保するために校長先生方必死ですよ。とにかく早めに定員を確保しようと動いているときに、50%で定員が埋まらなくてもいいよという感じでいいのかという気がします。生徒が減って行って、なおかつ、定員が確保できな</p>
------------	---

いのであれば、各学校の希望を聞いて、例えば、70%まで取っていいよとか各学校に柔軟性を持たせて、選抜方法を少し変更していかないと、子どもが少なくなっているのに、定員を確保できない状況は永遠に続くのではないかと考えています。そのへんはどうですか。学校に希望を聞いてみたのですか。

(狩野高校教育課長)

委員御指摘のとおり、公立高校の定員の不充足は多くの学校の課題になっております。それから、私立高校が募集にかなり力を入れているという状況も認識しているところです。昨年度初めて、新制度の実施を行い、中学校側と高校側の意見を聞いてまいりました。その中で、一部の高校の校長先生方、特に専門学科や小規模校では、50%を超えて60%や70%取りたいという意見もありました。また、都市部の大規模校の先生方は前期をもっと絞りたいと、文化・スポーツ特別選抜だけ残し、特色の選抜はゼロにして、後期のいわゆる5教科型の検査でとりたいという意見もありました。また、中学校側で一番多かった声は、「中学生が一番学習習慣がついて、学力がつく、いわゆる中3の1月から3月にしっかり勉強をさせたい。しかし、2月の段階で、例えば、私立高校や公立高校の前期選抜で学校によっては、7割8割の生徒が決まっています、なかなか3月まで学習のモチベーションを保つのが難しい。」という御意見も頂いております。今年度、色々な御意見を伺いまして、総合的に判断したところではございますが、先ほども申し上げたように、昨年度が初回ということで、なかなか受験生がどう動くかみえないところがございましたけれども、今年は2年目で、中学校の進路指導と受験生の動向も変わってくるのではないかと思います、2年続けての大きな変更は混乱を招くので、5%から50%にしております。

(廣田委員)

1年目2年目ということなので、これでいいのかもしれないのですが、定員不充足の学校の校長であれば、「そんなことっておれないよ。」という感じがします。私立高校の先生達と話す機会があって聞いてみたら、本当に切羽詰っています。私立高校は生徒が納める納付金と県の補助金で学校運営ができています。しかも、定員が埋められなかったら、補助金が切られてしまって、学校運営ができなくなってしまう状況のなかで、生徒募集をしなくてははいけない。そういう厳しさのある私立高校の校長先生と公立高校の校長先生との気持ちを考えてときに、少し甘いのではないかなという感じがします。やっぱり、定

員を確保するために必死になるという気持ちがないと存続ができなくなっていくと思うのですよね。ですから、特に都市部のなかで定員不充足の校長先生の声聞いて、どんなふうに学校運営を行っていくのかをしっかりと聞いて、次の年度から定員の方法を考えてほしいと思います。今年はこれでいいとは思っております。

(森委員)

制度がこういうふうになりますよと以前説明していただいたときに、「推薦がなくなって、望んだ子は前期も受験することが可能になってチャンスが増えますよ。」という説明があったと記憶しております。学校の方でも、なかなかコロナで説明ができない状況だったと思うのですが、チャレンジできる回数が増えますよと認識した保護者や子どもが多かったです。ただ、前期は推薦と同じ枠しか受からない、結局、前期において倍率は4倍を超え、結果、前期で落ちた子が私立に移るということが結構ありました。その後の後期を受けていれば、受かったであろう学力をもった子どもたちが1度受験に落ちて、保護者も同様にモチベーションが保てなくなって、後期を受けずに合格した私立に行きますという方が私の周りでは2、3人いました。なので、県内でもそういう子どもたちがでてきたのではないかと思います。この新制度によって私立に入学してしまうのは望む方向ではないと思いますが、ただ初めてのことでしたので、皆チャレンジをした方もいる一方で、よく御存知の保護者の方は落ちたときの子どもへのダメージを考えて、後期しか受験をさせなかった方ももちろんいたと思うのですが、ほとんどの保護者の方は「2回受けるチャンスがあるなら、前期で受かったら、ラッキーよね。」という感覚で受験した方が多かったように思います。私立に一部移ってしまった、受験をする高校のレベルを下げてしまった、前期で合格しているにも関わらず、変更したという話を聞いていますので、どうにかならないのかなと思いました。1年目受験した子どもを持つ保護者の意見を聞いて、今年受験する子どもを持つ保護者は備えるでしょうし、何年か経過してみないとベストなかたちにならないとはわかっているのですが、親子でメンタルが落ちないように、中学校の保護者へは丁寧に説明していただきたいと思います。

(狩野高校教育課長)

委員おっしゃるとおり、この新制度の一番の懸念は、前期選抜にどのくらい集まるのかということと、不合格になった生徒がどう動いてくるかということとございました。推薦入試と違って、中学校長の推

薦が要りませんので、昨年度の前期選抜は2.01倍という高倍率でした。その前の推薦入試があった年が0.85倍でしたので、半分は不合格になったという状況でございました。実際、不合格になった生徒が私立高校に入学したケースもありました。中学校からも不合格になった生徒の精神的な負担が大きくて、フォローが大変だったという声もありますし、また一方では、今まで公立高校の入試が1倍を超えることがなかったものですから、2.01倍というところで、生徒たちの心に火がついたという意見もあり、様々な御意見をいただきました。少し新しい制度がなじんでいくまでには時間がかかるのかなと思っておりますし、特に前期選抜というのは「特色選抜」という位置づけをしております。中学校側からも前期選抜は、生徒達の多様な能力を評価する特色選抜であるという位置づけであるので、その色をもっと出してほしいという意見もありましたので、本課としても、少しずつ改善を重ねていきたいと考えております。

(廣田委員)

すみません、2ページ目の離島留学特別選抜の件ですが、どこかのニュースでしたか、東京の高校に在学している生徒が四国の高知県の高校に1年間だけ留学をして、その間の単位を認めて、東京の学校で卒業をしたのを見ました。もし、そういった制度があれば、東京の生徒が、例えば、対馬高校の離島留学制度の学校に来て、また東京に戻ってもその間は在校生扱いで認めることができれば、定員も増えて、学校も生徒もどちらにとっても良いのではないかと思います。生徒の確保と生徒自身にとっても多様な活動ができる、そういう制度を考える気は長崎県でもないのかなと思っています。

(狩野高校教育課長)

委員がおっしゃられたのは、一昨年に文科省の事業を活用したものだろうと思います。今、離島留学制度を5校で行っておりますけれども、なかなか事業が展開しない中で、県外から生徒を呼び込むという意味で新しい制度を考えていくというひとつの方法かなと思っております。色々な環境を整えるのは、たくさんの課題もあるだろうと思っておりますので、じっくり時間をかけながら選択肢のひとつとして考えてまいりたいと思っております。

(廣田委員)

今、長崎県には離島留学制度があるので、例えば、離島留学制度の学校に絞って2年生の間だけでも受け入れますよという宣伝活動を

して、生徒が少しでも入ってくればと思ったものですから、検討していただければと思います。

(黒田委員)

関係人口を増やすという国の大きな方針もありますので、そういう意味では高校の都市部からの留学制度等、非常に有効な手立てになると思いますので、是非検討をお願いします。

(伊東委員)

2ページ3(1)に「面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文…」と記載されておりますが、実際にプレゼンテーションや小論文は学力判定に使っているのでしょうか。

(狩野高校教育課長)

今年度実施する高校入試につきましては、この方針を了承いただいたから、各学校定めていくのですが、昨年度の例で申し上げますと、プレゼンテーションは数校、小論文も同様でございます。

(伊東委員)

結構評価が難しいと思ったので、どういう現状かなと思いました。

(狩野高校教育課長)

学校ごとで、どこを評価するのか、観点を決めて採点をしているというところでございます。

(平田教育長)

他にございませんか。

- - - - な し - - - -

(平田教育長)

特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。

第4号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

<p>可 決 第 5 号 議 案</p>	<p>(平田教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に、第5号議案について、提案理由を説明願います。</p> <p>(狩野高校教育課長) 4ページの第5号議案についてご説明いたします。提案理由は、令和4年度長崎県立中学校の入学者を選抜するにあたって、その基本方針を定めようとするものです。県立中学校は、長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高校附属中学校の3校です。 まず、「1」入学者の選抜につきましては、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、総合的に判断して行うこととしています。 「2」検査につきましては、 (1)実施する検査は、適性検査、作文及び面接です。 (2)配点は、適性検査130点、作文70点の合計200点満点としています。 (3) 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる問題です。 作文は、読み取ったことや考えたり感じたりしたことを、文章で表現する力をみます。 (4) 面接は集団面接としています。 「3」日程につきましては、検査日を1月9日(日)としています。また、入学予定者の通知について、1月17日(月)までとしております。これは通知が、各家庭に確実に届く期限として設定しております。 以上ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(平田教育長) これより、第5号議案について、質疑討論を行います。御質問、御意見等ございませんか。</p> <p>(小松委員) この第5議案の内容は、昨年度とまったく同じだと思いますが、昨年度コロナ禍で実施した経験から、改善したほうが良いところがあったのかどうかお聞きします。</p>

<p>可 決 第 6 号 議 案</p>	<p>( 狩野高校教育課長 ) 基本方針については、特にございませんが、運用の部分で、例えば、教室の人数を減らす等がありますけれども、方針でコロナに影響して反映するところはありません。</p> <p>( 平田教育長 ) 他にございませんか。</p> <p>- - - - な し - - - -</p> <p>( 平田教育長 ) 特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。 第 5 号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>( 平田教育長 ) 御異議ないものと認めます。よって、第 5 号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に、第 6 号議案について、提案理由を説明願います。</p> <p>( 宮崎特別支援教育課長 ) 資料 4 ページ、第 5 号議案「令和 4 年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」提案いたします。 提案理由は、資料に示しているとおりです。「令和 4 年度長崎県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」は、入学者選考を実施する前に、志願者が在籍する中学校並びに特別支援学校から、事前に調査書等の書類を提出してもらい、志願者の障害の状態や程度等を把握いたします。そして、選考日当日に実施される学力検査や面接等の結果を踏まえて、各学校の選考委員会等において、総合的に選考をしております。( 1 ) の「ア 日程」につきましては、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校を除き、県立高等学校全日制課程後期選抜の日程に準じて実施いたします。「イ 募集定員」につきましては、特別支援学校の対象となる障害のある生徒が全員高等部の教育を受けられるように、10 月と 12 月に実施する 2 回の「進学希望状況調査」の結果をもとに、令和 4 年 1 月に決定することとしております。</p>
--------------------------	---

質 疑	<p>次に、(2)の「虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考の日程等」につきましては、資料に示すとおり、他の特別支援学校より、約2か月早く入学者選考を実施するようにしております。その理由としては、2校が、職業的自立を目指す生徒の育成という目的を実現していくうえで、別日選考が必要であると考えているからです。募集定員は、昨年度と同じく、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科については8名、希望が丘高等特別支援学校は32名(1学級8名×4学級)です。なお、「その他」に示しておりますが、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科又は希望が丘高等特別支援学校を受検し、不合格となった生徒については、特別支援学校高等部普通科を志願できるようにしております。また、全ての特別支援学校で、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行うようにしております。</p> <p>以上、よろしく御審議を、お願いいたします。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの説明に対して御質問、御意見はございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>特別支援学校の場合、ほぼ全員受け入れるというのが、前提で募集を行っているので、例えば、5ページの下の「合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。」という表現は不要ではないのですか。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長)</p> <p>委員御指摘の通り、全員入学というのが前提です。ただ、定員の定め方としまして、例えば、志願者が20名であった場合、定員を1学級の倍数である8名の倍数で定めますので、3学級分の24名として定員を定めることとなります。ですから、4名欠員が出るので、4名分に対して二次募集を行うこととなります。過去に二次募集で受検した生徒もおりますので、その記述は残しておかなければいけないと思っております。一次募集を何かの事情で受験できなかったり、志願の変更をして受けに来たというケースもございますので、やはり二次募集は残しておく必要があると考えております。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>定員の考え方が少しわからなかったのですが、全員受け入れますという募集方法にして、後は、集まってきた人数で定員を振り分けたら</p>
-----	---

いいのではないかなと単純に思います。しかし、こういう規定をして、二次募集が来たのであれば、残していたほうがいいのではないかとはいいます。

(宮崎特別支援教育課長)

定員は1学級分で8名の倍数で定めておりますので、やはり欠員がでるとことは当然出てくるかと思えます。そして、過去にも二次募集にきた生徒もおりますので、やはり二次募集は残しておきたいと考えております。

(平田教育長)

先ほど課長から説明があったように定員は8の倍数なので、入学希望が20名だとしても定員は24名で作るということになります。そうすると、あと4名分としての枠があるということになります。現場で色々と聞いた話では、例えば、一般の高校を受けた生徒が進路変更して特別支援学校高等部の方へ行くというケースが現実にあるということにして、そうすると、そこで進路を変えるチャンスを持つ、もう一度募集を行うという意味があります。

(廣田委員)

今、よくわかりました。

(森委員)

公立中学校の子どもが高校から特別支援を選択する例が過去あるのですか。

(宮崎特別支援教育課長)

多数ございます。特別支援学級であったり、あるいは通常の学級から特別支援学校を志願される方もおられます。

(伊東委員)

先ほどの8の倍数の話ですけれども、25名の生徒が受検したとすれば、それは4クラス作るということになるのですか。

(宮崎特別支援教育課長)

その通りでございます。

(伊東委員)

発達障害のお子さんが増えてきた場合、クラスの数はずっと増え続けていく可能性や教員を増やしていく可能性というのはあるのですか。

(宮崎特別支援教育課長)

発達障害のみで特別支援学校の対象となることはございません。

(伊東委員)

すみません、言い方が悪かったです。発達障害が増えていっているので、先ほどの表現でしたが、支援が必要な方という意味です。

(宮崎特別支援教育課長)

発達障害があり、しかも知的障害が伴っている方や精神疾患を伴って病弱で特別支援学校の対象となる方も増えているのは確かでございます。ただ、今のところ、高等部の生徒につきましては、数年前の急激な伸びから一定留まってきているという状況です。それは高等学校へ進学している方々が増えてきているからではないかと考えております。

(小松委員)

不合格の要因はなんなのですか。なるべく全員希望する学校へ行っていただくということがこの制度の趣旨にあると思います。例えば、虹の原特別支援学校や希望が丘高等特別支援学校は、ビジネスができるように腕を磨いて卒業したいという希望をもった子どももいるわけですから、希望を叶えてあげるような方法があるのではないかと思います。

(宮崎特別支援教育課長)

虹の原特別支援学校の就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校は、職業に対する専門学科を設置しておりまして、職業に対する専門教育と障害の状態が軽度な子どもたちを対象とした教科学習の充実を図ることで、普通科と異なる、より高度な学習が条件となります。そこで、全員が卒業後、一般就労を目指しておりますので、そこでの教育課程に乗れるかどうかを入学者選考検査で行って、判断していくということとしております。

虹の原特別支援学校の定員をもう少し増やしたいという思いもあるのですが、学校のキャパシティもありますので、これ以上増やせ

<p>可 決 報 告 ( 1 )</p>	<p>ないという状況にあります。それと虹の原特別支援学校を設置したのは、離島部の子どもたちを受け入れるために寄宿舎のある学校をということで作っておりますので、離島部でない子どもたちは、基本的に、希望が丘高等特別支援学校を選んでいるという状況です。</p> <p>(小松委員) 御本人たちが就労に関わりたいと思っても無理な方もいらっしゃるということなのですね。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長) 残念ながら、定員が8名で、16名希望した年がございましたが、半分の方が不合格となっております。ただ、その方々につきましては、他の特別支援学校の普通科を受検できるようにしておりますので、仮に不合格となっても、就労サービス科を受ける子ども達は能力的に非常に高いものがありますので、それぞれ進学した学校でリーダー的役割を果たしながら、作業学習等で高い力を身につけて、就労していくということに変わりはないと考えております。</p> <p>(平田教育長) 他にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">- - - - な し - - - -</p> <p>(平田教育長) 特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。 第6号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(平田教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続いて、報告事項に入ります。報告事項(1)について、説明をお願いします。</p> <p>(桑宮総務課長) 令和2年度に実施された監査の結果及び措置状況についてご報告</p>
--------------------------	---

いたします。冊子1の7ページをお開きください。はじめに、「1 監査の結果」によりご説明します。

令和2年度に実施された監査の結果について、県監査委員から今年3月22日付で提出があったもの及び県包括外部監査人から提出があったものの概要でございます。

まず(1)の普通会計定期監査(後期)は、昨年9月から今年2月にかけて行われ、教育委員会所管の地方機関、教育機関、県立学校のうち、実地監査で26箇所、書面監査で48箇所、合計74箇所が監査を受けました。その結果、16件の指摘事項、2件の意見、54件の指導事項がございました。

(2)の令和2年度財政援助団体等監査については、県から補助金や交付金など何らかの財政的援助を受けている団体を監査するもので、教育委員会関係では、宗教法人カトリック長崎大司教区、長崎県高等学校体育連盟及び長崎県中学校体育連盟の3つの団体が監査を受け、1件の指摘事項と1件の指導事項がございました。

(3)の包括外部監査については、「長崎県の補助金事務の執行について」のテーマで、第三者である外部監査人が監査し、10件の指摘事項と13件の意見がございました。

次に指摘事項等の主な内容について、別冊「報告事項(1)資料」(「監査の結果について」)によりご説明いたします。

12ページをご覧ください。普通会計定期監査での指摘事項として、記載されているとおり、

(1)「収入」では、長崎市道の道路区域内にある電柱等について、誤って使用許可を行っているとの指摘を受けております。

(2)「予算の執行」では、水道料金が大きく増加しているにも関わらず、原因確認を行わないまま漏水による過大な水道料金を支払い、またその過大な支払いに対して減免手続きを行っていないとの指摘を受けております。

(3)「契約」では、契約保証金免除の要件を満たしていないにも関わらず、契約保証金を徴していない、委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印しているなどの指摘を受けております。

(4)「物品」では、劇毒物の保管方法をはじめ、物品の所在不明や配置場所の不一致といった物品の管理が不十分であるなどの指摘を受けております。

(5)「財産の管理」では、県有財産である合宿所の光熱水費を私費会計で負担させている根拠が不明確との指摘を受けております。

次に41ページをご覧ください。財政援助団体等監査での指摘事項

として、長崎県高等学校体育連盟で1件ございました。県高等学校総合体育大会開催に係る本部経費支出で、実費立替した宿泊費等の請求者の受領書を徴していないものがあるとの指摘を受けております。

次に73ページをご覧ください。包括外部監査での指摘事項として、10件報告がございました。主なものは全庁的に共通する指摘内容ではありますが、仕入れに係る消費税相当額を補助事業者に対し求めるよう徹底すべき、長崎県補助金交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう補助事業者に対して指導すべきなどの指摘を受けております。

続いて、「2 監査の結果にかかる措置状況」です。「指摘事項」と「意見」については、各所属が講じた措置を5月末までに監査委員あて通知することとされておりますので、その内容についてご説明いたします。別冊「報告事項(1)資料」(「監査の結果にかかる措置状況(指摘事項・意見)について」)をご覧ください。普通会計定期監査(後期)結果に係る措置状況について、1ページから6ページのとおりでございます。指摘事項は、いずれも財務会計等の事務の基本的事項の認識不足や単純ミス、組織内でのチェック機能が働いていなかったものでした。改めて基本となる条例、規則、取扱要領等を十分に理解したうえでの事務処理を行うことはもとより、今後は職員個人の経験や能力、相互のチェックに依存するのではなく、組織的に事務処理ミス等を防ぐ「仕組み」の検討を行い、適正な事務処理の徹底を図っていくこととしております。

次に、7ページの財政援助団体等監査結果に係る措置状況でございます。指摘された当該受領書については徴収し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。

次に、8ページから17ページの包括外部監査結果に係る措置状況でございます。学芸文化課に対して指摘5件、意見9件、体育保健課に対して、指摘5件、意見4件ございました。措置の内容については記載のとおりですが、仕入れに係る消費税相当額の確認、実施した現地調査に関する記録や概算払の必要性の十分な検討など、補助金等交付規則や補助金執行に関する各種通知等の取扱いに基づき、指摘・意見をいただいた内容について、より適切な対応を検討してまいります。なお、全庁共通の項目については、全庁的な取扱い方針が示された場合にはそれに沿って適切に対応してまいりたいと考えております。

以上が監査委員に報告する内容でございますが、このほかにも軽易な指導事項としまして、タクシーチケットの利用実績の把握が不十分といったものをはじめ、業務委託における積算の誤りや、劇毒物の保管、管理に関する事など、単純ミスや認識不足などによる指導も受

<p>質 疑</p>	<p>けております。指摘事項、意見、指導事項とも過去の監査結果をしっかりと共有しておけば防ぐことが出来た事案が多くございます。今回の指摘を受けた所属において講じた改善措置については、すべての所属で取り組むべきことと考えておりますので、引き続き、あらゆる機会を通して情報提供を行う中で、職員の意識を高め、教育委員会全体でより一層の事務処理の適正化に努めてまいります。</p> <p>監査の結果及び措置状況についての報告は、以上でございます。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>この監査結果とみたときに、2年続けて指摘のあったようなことがまた出ております。例えば、諫早高校、口加高校、佐世保工業高校の劇物の管理ですね。2年続けて指摘があって、県教委がきちんと指導したということになっておりますが、確実に担当者へ行き届いているのか。2回も同じことがあると、もう言っても一緒なのかなという気がするんですよね。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>昨年度も劇毒物の指摘が21件で、今年度は4件(3件指摘、1件指導)という結果になっております。</p> <p>昨年度県教委が行った指導は、5月に校長個人面談のなかで、林田教育次長が劇毒物については指導を行いました。また、年間通じて文科省からくる薬品関係の通知のなかでも劇毒物の管理は注意を促してまいりましたけれども、このような指摘・指導があるということは担当者に徹底されているとはいえない、また、学校全体の認識も甘いといわざるをえないと考えております。学校では、劇毒物危害防止規定に基づいて、毎学期ごと一回点検をするとなつてはいるのですが、劇毒物が一般薬品と一緒に保管されているという事例があり、管理体制の不備、学校での点検も不十分といわざるをえないということで、非常に重く受け止めております。</p> <p>今年度も4月に私の方から校長へ劇毒物の管理については、指導しましたし、文書でも通知しましたけれども、それでもこの状況を見ると、改善が図れないだろうと思ひまして、今年は具体的な対応策として、劇毒物は一見してわかるように、容器に色分けをしてラベル表示を求めて誰が見ても点検時、一目で、例えば一般薬品と劇毒物が一緒に入っている、もしくは劇毒物なのに、鍵がかからない方に入ってい</p>
------------	---

ることがわかるように視覚的な工夫を求めてまいりたいと思っております。

(廣田委員)

それでいいと思うのですが、特にこの劇毒物というのは、誰かが持ち出してそれが犯罪に繋がるということが、1回どこかであったかと思えます。こういうことが学校で起こったら、子どもたちの命に関わるので、そこのところは、校長だけに指導してもあまり効果がないのではないかと気がするのです。やっぱり、直接の担当者へ届くような指導を行っていかないと命に関わる問題だから、徹底してほしいなと思えます。

(小松委員)

この監査資料を全部読ませていただいたのですが、感心しました。よくここまで監査されたなど、それと、なぜ適正な処理をしないといけないかという理由・条文が全部記載されていて、非常にわかりやすい。そういう意味でこの監査というのは、方法等が立派だなと読ませていただきました。

その中で、1つ希望として、教育庁として、どういうところに弱みがあるのかを把握しないといけないと思えますので、報告資料に単年度だけで指摘事項が何件あったと記載されていてもなかなかわかりません。そこで、来年度の資料に添付資料 6 ページの表のような記載をされたらどうかと思います。こういう表を見ると自分の状況が「見える化」されます。

それから、同じ指摘が毎年続いているわけですね。他の学校で起こったことは教訓として、自分の学校でもひょっとしたらと感ずることが必要です。特に、劇毒物の件については、あってはならないと思えますので、今年度は指摘等されないように各学校に通知を徹底していただければと思います。

(狩野高校教育課長)

委員御指摘のとおり、自分の学校には関係ないのだという校長がもしかしたらいるのかもしれませんが。他校でもあっていることは、自分の学校でも起こりえるのだという他山の石として捉えていただけるように来年度は0を目指して、担当者まで届くように指導を行ってまいりたいと思っております。

(伊東委員)

13ページの下の行に「教師用の情報端末1台が紛失しており、～」と記載されていて、また、資料4ページにも「情報端末」が記載されておりますが、危機管理的に情報漏えい等の問題はなかったのでしょうか。

(桑宮総務課長)

教育用に使うパソコンということで、個人情報に係るようなデータはなかったということが1つと、パソコンの設定で、ネットワークに繋がった時点でデータが消去されるというような設定をしていましたので、情報漏えい上の問題はないと考えているところです。

(伊東委員)

それを聞いて安心しました。

(廣田委員)

川棚高校の水道料金の問題ですが、1年半に渡っての漏水による過大な水道料金を支払っているとありますが、1年半もどうして気がつかないのかなと、ちょっと理解ができなかったのですが。

(日高教育環境整備課長)

川棚高校の月の使用量は約200～300<sup>m</sup>です。今回の場合ですと、平成29年10月頃から若干使用量が増加しまして、12月には400<sup>m</sup>になっているのですが、その後、300<sup>m</sup>に下がっております。300～400<sup>m</sup>の状態がずっと続いておりまして、平成30年12月に477<sup>m</sup>、平成31年1月に544<sup>m</sup>と大幅に増えたものですから、この時点でおかしいと気づいたということです。平成29年から平成31年3月までの約1年半の間、気づくのにかかっている状況です。普通、漏水中ですと、メーターが常時回るのですが、高校は高架水槽を使っておりまして、高架水槽に水を上げるときだけメーターが回りますので、メーターをみただけでは、漏水かどうかはわからなかったということでございます。

(廣田委員)

学校を経営する立場の人というのは、例えば水道料金が年どのくらいかかっているのかということ把握しないのですか。

(日高教育環境整備課長)

本来ですと、学校予算で運営しておりますので、水道料金につきましても、昨年度と比べたりするのですが、今回は、前月の水道量との比較だけしかしておらず、前年度との比較をしておけば早くに大分上がったということがわかったのですが、今回そこまでしておらず、発見が遅れました。

(小松委員)

今回一番驚いたのが、資料 4 番豊玉高校の公印を手続きなしで押印しているケースです。企業でいうと、これは社長印なので、大変なことになります。こういうことがまかり通るのだと驚いたという感想です。

それから、もし間違ったら安全上、大変なことになるぞというのが、先ほどの劇薬と 8 番諫早商業の防排煙設備の不作動ですので、徹底して対応をお願いします。

伊東委員が言われましたけれど、今後 GIGA スクール導入で端末を扱うことが多いので、生徒だけでなく、先生方も紛失・盗難等の事例が発生しないようにお願いしたいと思います。

(平田教育長)

各委員から御指摘のあった内容については、十分気持ちに受け止めて、単純に改善を図っていきまますや徹底しまますでは、恐らく、また同じことの繰り返しになると思っておりますので、いただいた提案も含めて、間違いが起きないあるいは間違いが起きた場合には、すぐに発見される仕組みを作り、それを学校の事務担当含めてきちんと徹底するという事でより一層力を入れていきたいと思っております。

続いて、報告事項(2)について説明をお願いします。

(田川高校教育課人事管理監)

資料 9 ページをご覧ください。報告事項(2)令和 4 年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、ご報告いたします。

項目 1 の採用予定者数ですが、小学校が 235 名、中学校 105 名、高校 55 名、特別支援学校 45 名、養護教諭 20 名の計 460 名となっております。昨年との比較では、小学校が 15 名増、中学校が 15 名増、高等学校が 5 名増、それ以外は昨年度と同じでございます。なお、採用予定者数については、児童生徒の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移のほか、再任用の希望状況等を総合的に勘案して決定しています。

報告 ( 2 )

<p>質 疑</p>	<p>10ページをご覧ください。1次試験の内容を示しています。臨時的任用等教員のうち、勤務成績の優秀な者及び他自治体の本務教員については、第1次試験の全て又は一部を免除いたします。また、本務教員免除申請者には、各校種・職種ともに第2次試験の小論文を免除する他、中学校本務者には実技も免除することで志願者の増加を図ります。さらに、大学推薦特別採用選考や特定教科(情報)特別採用選考という制度を新たに設け、優秀な人材確保に努めて参ります。</p> <p>項目2、3には、出願手続き等を示しております。出願期間は、5月17日から27日の午後5時までとしております。ただし、他自治体の小学校・中学校における本務教員で、関東・関西会場での受験を希望する者の出願締切日は、8月20日(金曜日)までとしております。</p> <p>4の試験日程ですが、1次試験については、7月11日(日曜日)に実施予定です。従来2会場で実施してはりましたが、コロナ対策として、昨年度同様、長崎西高校と長崎工業高校、教育センターの3会場で実施いたします。2次試験については、A日程を8月17日に、B日程は、8月26日から9月6日にかけて、それぞれ記載の会場及び内容で、密にならないよう対策を講じた上で、試験を実施いたします。小学校・中学校の本務教員免除申請者を対象に行うC日程につきましては、9月11日(土曜日)に関東会場で、9月12日(日曜日)に関西会場のご覧の場所にて実施いたします。なお、関西会場は今年度初めての実施となります。</p> <p>項目の5の内定通知につきましては、10月8日頃発送予定としております。</p> <p>今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響が懸念されますが、現時点では、予定どおりの実施を考えております。なお「試験日」、「試験会場」等を変更せざるを得ない際は、ホームページでお知らせすることにしていきます。さらに、「試験内容」につきましても、実技試験の内容の見直しや時間の短縮などを迫られる可能性があります。感染状況を考慮しつつ、必要な対応を検討しながら、準備を進めて参りたいと思います。以上で、報告を終わります。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>提案を受けたときに感じるのですが、昨年と比べて大きく違ったところがありましたよね。今回でいえば、校種毎の採用者数の増減とか</p>
------------	---

試験会場が増えたとかです。特色があるところは、マークするか下線を引くかなどして、わかりやすくしていただきたいなというお願いです。

それから、教員の採用については、長崎県は大変なハンディキャップを持っていると思います。そういう壁をどうやって打ち破っていくかという本質的な論議を、どこでどうやって行うのかということを考えていただければというお願いです。

あと、なぜ採用予定者数に変更が生じたのかと今回の選考試験で大きく変わったところを教えていただければと思います。

(田川高校教育課人事管理監)

例えば、小学校の場合でございますと、昨年度比で15名増となっております。今年度の募集が235名ですが、今年度予定の定年退職予定者が210名に特別支援学級の増加分あるいは今後35人学級の段階的な導入等を考慮し、採用予定者数を決める状況でございます。

それから、今年度の大きな変更点ですが、大学推薦の選抜制度を設けたということが新たに大きく変わった点です。

また、志願者の減少、倍率の低下を心配する御意見を頂戴いたしました。これについては私どもも大変危機感を抱いているところでございます。当然、広報等の充実を図っていく必要もありますけれども、教員という職業が魅力的な職業であるということを理解してもらるように、教育委員会と現場の先生方が一緒になって、採用戦略を練っているところでございます。

(平田教育長)

まず、1点目の御要望のあった件については、この資料に限らず教育委員会の資料の作り方、説明の仕方ということについて、配慮よろしくお願いします。

2点目の件に関しては、説明ありましたけれども、教員の確保について、教育委員会として議論をすべきではないかという委員の御提案です。公式な形で行うのか意見交換という形で行うのか色々あると思いますが、教育庁事務局の考え方や教育委員の各意見等あるでしょうから、必要ではないのかということですので、検討していきましょう。

(廣田委員)

11ページにC日程の適性検査がオンライン実施というのは、昨年もオンラインだったのか、適性検査だけが何故オンラインなのか。

(田川高校教育課人事管理監)

C日程の適性検査のオンラインというのは、関東会場のみ対応しております。データで送りまして、検査結果が数日出るまでかかります。そして、データ結果をみて、実際に対面式で面接を行います。

(廣田委員)

オンライン実施は、関東会場だけで、関西会場は違うのですか。

(田川高校教育課人事管理監)

関西会場につきましては、今年度から実施ということでございますので、昨年度のオンラインでの実施は関東会場のみでございます。また、今年度は、関東会場・関西会場ともにオンラインでの実施ということになります。

(平田教育長)

他にございませんか。

- - - - な し - - - -

報告 ( 3 )

特にないようですので、続いて、報告事項(3)について説明をお願いします。

(田川高校教育課人事管理監)

冊子資料13ページ、報告事項(3)「令和2年度体罰に係る実態把握調査結果について」御説明いたします。

項目1の「期間・内容」については、記載のとおりですが、児童生徒・保護者に対するアンケート調査については、年度末に実施し、各市町教委や各学校が必要に応じて学校評議員などの外部の第三者による検証を行い、県教委に報告したものであります。

項目2から6の資料については、それぞれ校種ごとに整理して記載しており、令和2年度分の右側には令和元年度分を記しております。

項目2「体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数」についてです。該当する教職員は、小学校12名、中学校11名、高等学校7名、特別支援学校0名、の合計30名です。昨年度より9名減少しております。そのうち、懲戒処分を受けた者は本年度0で、3年連続となります。県または市町教育委員会による訓告等を受けた者については6名、所属校の校長による指導を受けた者は24名となっております。

いずれも昨年度から減少しております。

項目3 「体罰を受けた児童生徒数」についてです。体罰を受けた児童生徒数については、合計52名です。そのうち、負傷した児童生徒数は6名で、負傷の内容は「擦り傷」「打撲」等でした。

項目4 「体罰の状況」についてです。授業中に発生した事案が14件、部活動中に生じた事案は5件、また、休み時間・放課後に発生した事案は5件です。「その他」は、ホームルームや掃除時間に発生した事案で、6件となっております。

項目5 「体罰の態様」についてです。全ての校種において、「素手で叩く」というものが半数程度を占めています。「その他」については、「教科書で叩く」、「手で肩を押す」などの態様が含まれています。

項目6 「体罰把握のきっかけ」についてです。調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童生徒・保護者の訴えにより把握したものも多くあります。教職員の体罰に対する認識の甘さを表すものと捉えております。教職員から申告があり、かつ児童生徒・保護者からの訴えもある場合については、「教職員の申告」欄に含めています。なお、「その他」は、外部からの通報により把握したものになります。

次のページの項目7には、訓告等及び校長指導を行った事案について、主なものを記載しております。

また、項目8の体罰根絶に向けた取組としましては、平成29年4月に通知を発出し、「目標管理制度を利用した校長面談」の実施や、体罰で処分や指導を受けた教職員を対象とした「体罰再発防止のための指導力向上研修」を実施してまいりました。また、平成30年2月には、懲戒処分基準の一部を改定し、体罰についての処分量定の厳罰化を図り、すべての教職員に周知を行ったところです。

こうした取組により、過去5年間の懲戒処分及び指導を受けた教職員数、体罰を受けた児童生徒数をみても、いずれも減少傾向にあり、一定、教職員の体罰に対する意識の変化もみられるところでもあります。しかしながら未だに体罰の根絶には至っていないことから、今後とも市町教委等と連携して、体罰根絶に向けた指導を繰り返し徹底していくとともに、併せて指導力向上についても図ってまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

(平田教育長)

質疑の前に1点だけ。13ページの体罰の態様で、「その他」が1

質 疑	<p>6件、これが一番件数として多いのですが、事例を説明してください。</p> <p>(田川高校教育課人事管理監)        高等学校の事例で申し上げますと、「胸倉をつかむ」「ジャージで頭をはたく」といったことがそこに含まれます。</p> <p>(大場義務教育課人事管理監)        高等学校と同様でありまして、今、報告のような態様があがっています。</p> <p>(平田教育長)        それでは、ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(黒田委員)        体罰の態様ですが、「その他」というのは、それより上に記載してある態様よりも軽いということですか。</p> <p>(大場義務教育課人事管理監)        体罰には、軽い重いはないと思っておりますが、委員御指摘のような程度の差というのはあると思っております。</p> <p>(森委員)        体罰根絶のための取り組みとして、体罰によらない指導とはどのようなものなのか。子どもの態度で、どうしてもコントロールできない場合にこのような結果になってしまっていると思うのですが、アンガーマネジメント以外で、どういう取り組みがあるのか教えていただきたい。</p> <p>(田川高校教育課人事管理監)        一言で申し上げますと、指導力の向上ということになるかと思えます。つまり、子どもたちが教師の言ったこと、指導したことにしっかりと耳を傾けてなるほどと納得をして、指導に従っていく。あるいは、最近でいいますと、高等学校の先生の指導をみた場面なのですが、「自分はコーチの役割なのだ。練習方法等を自分達は専門家として提示をしている。最終的に選択するのはあなたたちなのだ。」という言い方をされた先生がいらっしゃいました。全くその通りだなと思えました。指導力に重みがあり、そして、子どもたちが「自分達もそうす</p>
-----	---

れば競技力がついていくのだな。」というような指導力を身につけていくことが体罰の根絶に繋がっていく1つの方法なのかなと思います。

(森委員)

一定の年齢の子どもたちは理解ができると思うのですが、小学校低学年や様々な多様性を持った子達が増えてきているなかで、色々な業務をこなさないといけない先生をフォローする体制、守る体制はあるのですか。

(大場義務教育課人事管理監)

小学校低学年というのは、発達段階の捉え方で、指導や話を自分の心に落とし込みにくいところがあるかと思います。そのあたりは、授業規律をしっかりとすることが必要になってくるのですが、御承知の通り少人数学級として、小学校1年生は30人学級という形を県独自で行っておりますし、低学年補助員を市町教委が独自に雇った形で支援をしているということもございます。

複数の目でその子どもの心を養っていくということが大事だと思います。加えて言うならば、「教職員があげるのは拳ではなく、指導力です。」と教科指導のなかで、どういうことを徹底させるのか。生徒指導とは、厳しく指導することだけを言うのではなく、教科のなかで行う生徒指導というものもありますので、教科指導力と併せて言葉の力を私達もつけていかなければならないと考えております。

(小松委員)

15ページ8「体罰根絶に向けた取組」ですが、これは平成29年度からずっと行っているということですか。

(田川高校教育課人事管理監)

そうでございます。

(小松委員)

そうであれば、もうそろそろ実績・成果・反省点をまとめて次の対策をしないといけないのではないかと思います。体罰の数自体は、先生方の努力のおかげでかなり改善してきていると思うのですが、次の対策を練るためにもそろそろ評価を行ったらどうかという気がします。

(田川高校教育課人事管理監)

実際、平成29年度から取組を行っておりまして、数も5、6年前からすると、ずっと右肩下がりで減ってきております。そういったことで、取組の成果が一定でできているものと感じております。

しかしながら、高等学校では、2度3度、体罰を下しているという教員が若干名おります。少しずつそういったところにターゲットを絞りつつ、2度目3度目を許さない。そして、年齢層で行きますと、50代以上、教科でいうと、体育教員が多いという状況もありますので、そういったことを分析しながら、傾向を調べたうえで、焦点を当てまして指導していきたいと思っております。

(平田教育長)

平成29年度は何件だったでしょうか。

(田川高校教育課人事管理監)

平成29年度は32名でございました。その前の平成28年度は52名、27年度は58名、26年度は52名です。

(平田教育長)

そうすると、平成29年度以降30件前後が続いているような状態ともいえます。そういうことから、小松委員が言われたように、大きい数字を小さくするときの対策と、ある程度小さくなってきて、態様が限られてくると、次の対策のステップというものもあるのかなと思いますね。

(伊東委員)

先ほどからアンガーマネジメント研修という言葉が出てきております。ある一定数が落ちてきた次の段階というときに、こういうところに少し注力していかれるといいのではないかなと思いました。今、アンガーマネジメント協会という組織がものすごく大きくなって、資格を持っている人が増えております。民間企業もアンガーマネジメント研修を取り入れている時代ですので、是非教育現場の中にも活用していければどうかと思います。

(平田教育長)

今御指摘いただいたことも含めて、ある程度具体的な対策、もう少し、今の状況を踏まえた対策というものを考えていきたいと思いません。それでは、続いて報告事項(4)について説明をお願いします。

質 疑	<p>(安永児童生徒支援課長)</p> <p>報告事項(4)「『長崎っ子の心を見つめる教育週間』における県教育委員等の学校訪問」についてご説明いたします。</p> <p>毎年、5月から7月の間の1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様へ学校の教育活動を公開しております。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、各学校の実態や地域の状況に応じた弾力的な取組ができるよう、変更点としまして「1週間」の学校公開を「一定期間」として、保護者や地域の方が学校訪問しやすい環境をつくり、実施したいと考えております。期間中は、県教育委員が県内の特色ある教育活動を実施している学校を訪問しておりますが、今年度は、連携強化の観点から県PTA 連合会、県公立高校PTA 連合会とともに、地域と密着した教育活動を展開している「諫早市立諫早小学校」を7月9日(金)に訪問し、授業を参観する予定です。内容等につきましては、項目2の訪問予定校及び項目3の当日の流れに示しておりますが、詳細につきましては、また訪問前に連絡させていただきたいと思っております。</p> <p>本年度も、地域や学校の実情に応じ、学校・家庭・地域の連携の充実を図りながら、各学校における本教育週間を活性化させることにより、「いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>令和3年度の長崎っ子の心を見つめる教育週間を各学校が設定する一定期間としてくださったことは非常によかったなと思っております。特にこの1年、2年の新型コロナウイルス感染症は、教育に与える影響が非常に大きかったと思っております。その影響を考えると、今このときにしなければいけないことってたくさんあると思うのです。来年度の実施要項を作成するときには、新型コロナウイルスの影響を受けた子どもたちのこと、あるいは教育のこと、そういったことを盛り込んだものを作っていくかといけいではないかなと。この1、2年は特別な教育週間にした方がいいという感じがするという意見です。</p>
-----	--

(森委員)

令和3年度重点目標に「情報モラル教育教材「SNS ノート・ながさき」を活用」と記載されており、今後1人1台端末が整備されて、情報モラル教育はすごく重要になってくると思います。「SNS ノート・ながさき」は確か何年か前から広がりだして、前年度はコロナで活用・広がりが見えなかったかもしれませんが、令和元年度までの各市町や小中学校の活用状況を参考までに教えていただけませんか。

(安永児童生徒支援課長)

令和3年度重点目標にあります「SNS ノート・ながさき」を活用した情報モラル教育の実施については、このコロナ禍ではありますが、一昨年度から前年度は、5%の上昇が見られて、改めて学校は本教育週間の意義を大切にして、相手の立場にたった言動を大切にすることを育んでいくという状況が窺えます。

(森委員)

各市町によって活用のばらつきはあるのでしょうか。

(安永児童生徒支援課長)

今、この場での市町別の資料は持ち合わせておりませんが、全体的な数字でいくと5%、ただ、市町によっては、ばらつきは考えられると思います。そのばらつきを少しでも埋めるために重点目標を更に、強化して、呼びかけをするなどの取組を行っているところでございます。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

- - - - な し - - - -

報告 ( 5 )

特にないようであれば、続いて報告事項(5)について説明をお願いします。

(渡邊長崎図書館長)

「県立長崎図書館による大学との連携事業の実施について」ご報告いたします。

資料では、項番1として令和3年度から新たに実施する事業、項番

質 疑	<p>2として前年度から継続する事業を記しております。まず、項番1をご覧ください。</p> <p>今年度新たに、長崎大学情報データ科学部の「実社会課題解決プロジェクト」において、連携機関のひとつとなって、学生の取組に協力することとしております。この「実社会課題解決プロジェクト」については、6行ほど下に でお示ししておりますが、長崎大学情報データ科学部のカリキュラムの一つで、令和2年度から設けられている必修科目です。学生は数名ずつのチームに分けられており、チームごとにそれぞれ企業や官公庁から情報提供を受けたり、職員に相談に乗ってもらったりしながら、実際の社会における課題の発見や解決に取り組む、という科目です。同学部は令和2年度に開設されたばかりですので、昨年度は1年生のみがこの科目に取り組んでおりましたが、今年度は1年生と2年生のそれぞれで開講されております。</p> <p>今回、県立長崎図書館は、担当教員の先生と事前にご相談した上で、2年生の科目のほうで協力をさせていただくということで取り進めております。現在、新年度の授業が始まりまして、学生のチーム分けが終わったところです。県立長崎図書館を取組のフィールドとするのは2チーム10名の学生さんたちということになっております。新型コロナウイルスの感染拡大により、大学が4月下旬から対面授業の実施を見合わせていることもあり、まだ学生さんたちと当館職員との顔合わせはできておりませんが、今後、対面またはオンラインでの会議を行いながら、相談にのったり、情報提供をしてゆきたいと考えております。</p> <p>次に項番2について簡単にご説明いたします。</p> <p>ここに掲げた取組は令和2年度も実施していたものですが、今年度も引き続き取り組んでゆく予定です。一つ目の図書館資料の相互貸借については既に定常的に実施しております。二つ目以降は、現在、それぞれの連携相手と打ち合わせを行い始めたり、実施に向けた日程調整を行っていたりしている状況です。</p> <p>ご報告は以上です。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>大変良い試みだと思います。大学との連携事業ということなのですが、これから先、高等学校も図書館と連携を行って、経験学習という</p>
-----	--

ことを取りいれていかないと生徒たちの学力がついていかないと思うのですよね。そういうときに、高校生に対してもオンラインで結んで、図書館の本がこういうのがありますよという紹介を通して連携ができないのか思っておりますが、いかがですか。

(狩野高校教育課長)

今の高校教育のキーワードは「探究」でございます、今どの学校も「探究型学習」を行っております。その中でいかに資料を集めていくかということなのですが、なかなか学校図書館の蔵書では足りないという場面で、長崎県の図書館と連携してこういう本ありますよと紹介していただければ、非常に有意義ではないかと思えます。

(廣田委員)

図書館側は可能でしょうか。

(渡邊長崎図書館長)

高校教育との連携ということで、大学との連携とは違った性質のものになりますが、もちろん前向きに検討していきたいと考えております。ただ、今回長崎大学との連携は1年間かけての取り組みですので、高校現場のほうはかなり本気で取り組まれることが前提となると思っております。これは、他県での事例ですが、1年間かけてゼミ形式のようなかたちで授業を行っている高校で、そこでは、地域の図書館を使って、学校図書館だけでは調べることができないようなリサーチを積極的に行っており、図書館側も積極的に高校生に利用ガイダンスを行ったり、実際に案内をしたりしておりました。もし、そういった申し出があれば、前向きに取り組んでいきたいと思えます。

(伊東委員)

放送大学長崎大学学習センターと連携した講座の実施ということで、毎年、公開講座をさせていただいております大変感謝しております。加えまして、放送授業の教材も配架させていただいております、長崎学習センターまでくるのが大変だという県央県北の学生には大変喜ばれているところですので、この場を借りて感謝申し上げます。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

- - - - な し - - - -

ないようであれば、以上で報告事項を終了いたします。  
次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席を  
お願いいたします。しばらく休憩いたします。

協議（秘密会）（別紙議事録）  
議題（秘密会）（別紙議事録）  
報告（秘密会）（別紙議事録）

午後5時07分、本日の会議を終了